

令和8年度愛媛県人権対策協議会砥部支部等交付金交付要綱

令和8年3月26日

砥部町告示第67号

(趣旨)

第1条 この告示は、人権問題の速やかな解決に資するため、愛媛県人権対策協議会砥部支部及び愛媛県企業連合会砥部支部（以下これらを「関係団体」という。）が行う事業に対して交付する愛媛県人権対策協議会砥部支部等交付金（以下「交付金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象経費)

第2条 交付金の交付の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 人権対策事業及び企業対策事業に関する調査研究並びに資料収集及び配布に要する経費
- (2) 研究会、学習会、講演会等の会議の開催に要する経費
- (3) 関係団体との連絡提携に要する経費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、目的を達成するための事業に要する経費

(交付金の額)

第3条 交付金の額は、予算の範囲内で町長の定める額を限度とする。

(交付金の交付申請)

第4条 関係団体の長は、交付金の交付を受けようとするときは、令和8年度愛媛県人権対策協議会砥部支部等交付金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(交付金の交付決定)

第5条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付金を交付することが適当と認めるときは、その交付を決定し、令和8年度愛媛県人権対策協議会砥部支部等交付金交付決定通知書（様式第2号）により関係団体の長に通知するものとする。

(計画の変更等)

第6条 関係団体の長は、前条の規定により交付金の交付決定を受けた後に、交付金の交付を受けて行う事業（以下「交付金事業」という。）の一部又は全部を変更し、

中止し、又は廃止しようとするときは、令和 8 年度愛媛県人権対策協議会砥部支部等交付金変更等承認申請書（様式第 3 号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の変更等承認申請書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、令和 8 年度愛媛県人権対策協議会砥部支部等交付金変更等承認通知書（様式第 4 号）により通知するものとする。

（実績報告）

- 第 7 条 関係団体の長は、交付金事業が完了したときは、速やかに令和 8 年度愛媛県人権対策協議会砥部支部等交付金事業実績報告書（様式第 5 号）を町長に提出しなければならない。

（交付金の額の確定）

- 第 8 条 町長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、交付金の額を確定し、令和 8 年度愛媛県人権対策協議会砥部支部等交付金確定通知書（様式第 6 号）により関係団体の長に通知するものとする。

（交付金の請求及び交付）

- 第 9 条 関係団体の長は、前条の交付金確定通知書を受け取ったときは、速やかに令和 8 年度愛媛県人権対策協議会砥部支部等交付金精算払請求書（様式第 7 号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに交付金を交付するものとする。

- 3 前 2 項の規定にかかわらず、町長が必要と認めたときは、交付金の一部又は全部について概算払をすることができる。

- 4 関係団体の長は、前項の概算払を受けようとするときは、令和 8 年度愛媛県人権対策協議会砥部支部等交付金概算払請求書（様式第 8 号）を町長に提出しなければならない。

（指導監査）

- 第 10 条 町長は、交付金事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めるものとする。

（交付金の返還等）

- 第 11 条 町長は、交付金事業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交

付金の交付の決定を取り消すことができる。この場合において、既に交付金が交付されている場合は、その一部又は全部の返還を命ずることができる。

- (1) 交付金を交付事業に使用しなかったとき。
- (2) 不正な方法により交付金の交付を受けたとき。
- (3) 交付金の交付の条件に違反したとき。
- (4) その他この告示に違反したとき。

(関係書類の保管)

第12条 関係団体は、交付金事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別紙

事業実施計画書

実施予定日	実施場所	実 施 内 容

別紙

収支予算書

<収入>

(単位：円)

費目	金額	備考
合計		

<支出>

(単位：円)

費目	金額	備考
合計		

様式第2号（第5条関係）

砥部町指令8 砥社第 号
年 月 日

様

砥部町長



令和8年度愛媛県人権対策協議会砥部支部等交付金交付決定通知書

年 月 日付けをもって交付申請のあった令和8年度愛媛県人権対策協議会砥部支部等交付金について、交付を決定したので、令和8年度愛媛県人権対策協議会砥部支部等交付金交付要綱第5条の規定により通知します。

交付決定額 金 _____ 円

年 月 日

砥部町長 様

住 所

団体名

代表者

令和8年度愛媛県人権対策協議会砥部支部等交付金変更等承認申請書

年 月 日付け、砥部町指令8砥社第 号で交付金交付決定の通知があった令和8年度愛媛県人権対策協議会砥部支部等交付金について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、令和8年度愛媛県人権対策協議会砥部支部等交付金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の変更承認申請

- (1) 変更承認申請額 金 円
- (2) 変更内容及び理由
- (3) 添付書類（交付金交付申請書の添付書類の様式に準ずるものとする）
 - ①事業実施計画書
 - ②収支予算書
 - ③その他参考となる資料

2 事業の中止又は廃止の承認申請

- (1) 中止・廃止の理由
- (2) 中止・廃止の時期

様式第4号（第6条関係）

砥部町指令8砥社第 号
年 月 日

様

砥部町長



令和8年度愛媛県人権対策協議会砥部支部等交付金変更等承認通知書

年 月 日付け、砥部町指令8砥社第 号で交付決定をした令和8年度愛媛県人権対策協議会砥部支部等交付金について、年 月 日付けで提出された変更等承認申請書を審査した結果、適当と認めますので、令和8年度愛媛県人権対策協議会砥部支部等交付金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 変更後の交付金交付額

(1) 既交付決定額	金	円
(2) 変更承認申請額	金	円
(3) 変更後の交付決定額	金	円

2 承認の内容

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

砥部町長 様

住 所

団体名

代表者

令和8年度愛媛県人権対策協議会砥部支部等交付金事業実績報告書

年 月 日付け、砥部町指令8砥社第 号で交付金交付決定の通知があった令和8年度愛媛県人権対策協議会砥部支部等交付金について、令和8年度愛媛県人権対策協議会砥部支部等交付金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて報告します。

- 1 事業報告書（別紙）
- 2 収支決算書（別紙）
- 3 その他参考となる資料

別紙

事業報告書

実施日	実施場所	実 施 内 容

別紙

収支決算書

<収入>

(単位：円)

費目	金額	備考
合計		

<支出>

(単位：円)

費目	金額	備考
合計		

様式第6号（第8条関係）

8 砥社第 号
年 月 日

様

砥部町長



令和8年度愛媛県人権対策協議会砥部支部等交付金確定通知書

令和8年度愛媛県人権対策協議会砥部支部等交付金について、次のとおり確定したので、令和8年度愛媛県人権対策協議会砥部支部等交付金交付要綱第8条の規定により通知します。

交付金確定額 金 _____ 円

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

砥部町長 様

住 所

団体名

代表者

印

令和8年度愛媛県人権対策協議会砥部支部等交付金精算払請求書

年 月 日付け、8砥社第 号で交付金確定の通知があった令和8年度愛媛県人権対策協議会砥部支部等交付金について、令和8年度愛媛県人権対策協議会砥部支部等交付金交付要綱第9条の規定により、次のとおり請求します。

金 _____ 円

（内訳）

交付決定通知額	金	円
概算払受領済額	金	円
交付金確定額	金	円
今回請求額	金	円

様式第 8 号（第 9 条関係）

年 月 日

砥部町長 様

住 所

団体名

代表者

㊞

令和 8 年度愛媛県人権対策協議会砥部支部等交付金概算払請求書

年 月 日付け、砥部町指令 8 砥社第 号で交付決定の通知があった令和 8 年度愛媛県人権対策協議会砥部支部等交付金について、令和 8 年度愛媛県人権対策協議会砥部支部等交付金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり請求します。

金 _____ 円

（内訳）

交付金決定通知額	金	円
概算払受領済額	金	円
今回請求額	金	円
残 額	金	円